

「宮城県動物愛護管理推進計画（中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果とご意見・ご提言に対する宮城県の考え方

平成19年12月17日

宮城県では、「宮城県動物愛護管理推進計画（中間案）」について、平成19年9月26日から平成19年10月31日の間、ホームページ等を通じ県民の皆様のご意見等を募集しました。その結果、148人、3団体から合計158件の貴重なご意見・ご提言をいただきました。

いただきましたご意見等につきましては、この計画策定の参考とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

いただきました代表的なご意見等に対する宮城県の考え方につきましては、以下のとおりです。

箇所	ご意見・ご提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
現状と課題	狂犬病予防事業が冒頭にきており、違和感がある。引取り等を冒頭においた方がよいと考える。	県内での動物の飼養状況から順にお示しするために、このような構成といたしました。
	私たちの社会において、「ペットを飼うべきだ」とか「ペットを飼った方がよい」という社会通念上の合意等もないことから、「家庭動物の重要性が高まってきている」というような意識が広く県民の間に共有されているとは言えないのではないか。	高齢化社会や少子化等を背景に、動物を家族の一員と考える風潮が高まっていることから、本計画においてはこのような表現をさせていただきました。
	動物の殺処分方法を、個体ごとの麻酔薬によるものに変更すること。 (類似意見 91件)	各自治体の動向を踏まえ、検討してまいります。
	飼えなくなった犬ねこの巡回による引取りを止めること。(類似意見 6件)	平成20年4月以降は原則として保健所を引取り場所とする予定です。
	引取った動物はすぐに殺処分することなく4週間程度飼養し、新たな飼い主を探すこと。飼い主の判明しない動物については飼い主を探すこと。(類似意見 114件)	収容施設等の現状を考慮すると、すべての動物をご意見のとおり期間、収容しておくことは困難ですが、法の趣旨に従いできる限り生存の機会を与えるよう努めてまいりたいと考えております。

	行政庁で動物愛護管理に携わる職員には、動物に対する正しい知識と愛情を持っていることが必要不可欠である。適正な配置をすべき。(類似意見 2件)	現在も獣医師の資格を有した職員を配置しており、研修等を通じて今後とも資質の向上に努めてまいります。
	法律を改正すべき。	必要に応じて国に要請してまいります。
	動物収容施設を改善すべき。(空調設備)	施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
基本理念 1	犬ねこの引取頭数は10年後に半減という目標を立てているが、最終的に殺処分を0にする通過点であるとの認識から、5年後程度で半減することが望ましい。このことを付記すべき。(類似意見 4件)	国で策定した基本指針に即して目標を設定していますが、今後の達成状況をみながら5年後の見直し時に検討いたします。
	犬ねこ引取頭数の数値目標は50%以下の値とすべき。	
	関係者と連携し、殺処分数を0にするという取り組みを行うべき。 (類似意見 86件)	引取頭数の削減と合わせて、収容した犬ねこのより一層の譲渡を推進してまいります。
施策1	不妊去勢措置のための助成制度を導入すること。(類似意見 61件)	施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
	犬ねこの引取りはすべて有料とすること。 (類似意見 6件)	平成20年4月から飼い主からの犬ねこの引取りについては有料とする方向で検討を進めております。
	犬ねこの引取り手数料を高額に設定すべき。(類似意見 32件)	飼い主が負担すべき金額と、動物の遺棄を増加させないためのバランスを考慮して算定する予定です。
	公費で行われる事業については受益者負担の原則に立ち、引取手数料や譲渡手数料を徴収すべき。	安易な飼養放棄を抑制するため、引取有料化を検討していますが、なお一層の譲渡を進める立場から譲渡手数料の徴収は考えておりません。
	行政が譲渡を事業として行うこと自体、無責任な飼い主の後始末である。	やむを得ず引取られた犬ねこの殺処分数の減少を図る上で、譲渡は必要であると考えております。
	譲渡事業を実施するのであれば、譲渡条件を設定し、譲渡後の追跡調査も実施すべき。	譲渡会を開催し適正飼養を指導してありますが、今後の実施に際し参考とさせていただきます。

	<p>引取動物，負傷動物，動物の死体の収容に関する記録を取り，全国的なネットワークで情報を共有すること。 （類似意見 52件）</p>	<p>施策の実施に当たり，参考とさせていただきます。</p>
	<p>引取りを求める飼い主に対し，殺処分の映像を見せらう等，現実をきちんと教えるべき。（類似意見 18件）</p>	<p>施策の実施に当たり，参考とさせていただきます。</p>
	<p>保健所や動物愛護センターに収容した動物について，ホームページに写真付きで情報を掲載すべき。（類似意見 7件）</p>	<p>今後，実施してまいります。</p>
	<p>動物愛護センターで，収容動物の適性検査を実施し譲渡を実施すること。 （類似意見 18件）</p>	<p>施策の実施に当たり，参考とさせていただきます。</p>
	<p>ボランティアと連携し，譲渡会を休日に実施すること。（類似意見 8件）</p>	<p>施策の実施に当たり，参考とさせていただきます。</p>
	<p>保健所や動物愛護センターに収容された動物を老人ホームや学校に導入し，教育等に利用しつつ動物の生存の機会を広げるべき。</p>	<p>施策の実施に当たり，参考とさせていただきます。</p>
	<p>殺処分の現状についてマスメディアを利用して公表すべき。</p>	<p>現在も取材や見学の依頼があった場合に殺処分の状況も説明し，施設を公開しており，今後ともデータ等の公表に努めてまいります。</p>
	<p>犬ねこのマイクロチップ装着を義務化すべき。（類似意見 7件）</p>	<p>現在の法制度や経済的負担を考慮すると，義務化することは困難ですが，犬については鑑札の装着にあわせて，また，ねこについては迷子札の装着にあわせて推進してまいります。</p>
	<p>不妊去勢措置を義務化すべき。 （類似意見 64件）</p>	<p>義務化することは困難ですが，引取頭数の削減に向けて普及啓発に努めてまいります。</p>
	<p>引取りの持ち込みを制限すべき。 （類似意見 11件）</p>	<p>法の規定に基づき引取るもので，引取りを拒否したり制限することは困難であると考えております。</p>

	自治体等が保護している動物を一括で見ることができるポータルサイトを立ち上げるべき。	今後、実施に向け検討してまいります。
	動物愛護センターをシェルターとして活用すべき。(類似意見 37件)	収容施設等の現状を考慮すると、すべての動物を保護することは困難であり、引取頭数の削減や譲渡の推進に努めてまいります。
	動物愛護センターの業務は譲渡を中心とするべき。(類似意見 6件)	一層の譲渡の推進に努めてまいります。
	行政から譲渡する動物は、不妊去勢措置を実施した後に譲渡すべき。(類似意見 81件)	不妊去勢措置については、飼い主責任で実施すべきと考えており、必要性を啓発してまいります。
	犬ねこの譲渡について目標値を設定すべき。(類似意見 9件)	引取頭数の削減に取り組みながら、譲渡を推進することが重要であると考えております。
	実験動物としての犬ねこ払い下げを禁止すべき。	宮城県では平成12年度以降、研究機関への払い下げを廃止しております。
	動物の遺棄・虐待は犯罪であることを明記すべき。	法令に罰則規定があることから、計画には明記しておりません。
	犬ねこを引取る際に不妊去勢措置の指導を徹底すべき。	引取頭数半減の目標を達成するために、今後、より徹底して実施してまいります。
	犬ねこの引取りに当たっては、業者か否かの確認を行い、業者からの引取りは拒否すべき。(類似意見 3件)	法の規定に基づき、引取りを実施するものであり、拒否することはできませんが、適正な業行為を指導してまいりたいと考えております。
	多頭飼養者の監視指導を強化すべき。(類似意見 5件)	現在も定期的な監視指導を実施しており、今後は違反事例への措置を徹底してまいります。
	動物愛護行事の強化を図るべき。(類似意見 5件)	ふれあい教室やしつけ方教室の開催回数を増やすなど、動物愛護行事の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

	動物愛護センターの名称を動物処分センターと変更すべき。	今後、本計画に従い施策を実施し、積極的に動物愛護管理を推進してゆくこととしておりますので、現名称が適切であると考えております。
	動物愛護センターは、新たな飼い主探しを民間ばかりに頼るのではなく、動物愛護団体への助言・支援や、愛護センター自らが保護・譲渡するという仕組みを構築してもらいたい。	動物愛護団体等との適切な役割分担のもと、円滑に譲渡を進める仕組みを構築してまいりたいと考えております。
	動物愛護センターで犬ねこの譲渡を実施する場合、不妊去勢措置を義務化すべき。	不妊去勢措置の必要性について、強く指導してまいります。
	動物愛護センターで引取動物の感染症検査を実施すべき。(類似意見 63件)	これまでも調査研究の一環として、感染症検査を実施するとともに、譲渡する動物へのワクチン接種を行っておりますが、今後の施策の実施に当たり参考とさせていただきます。
施策2	「生命」に関する教育を実施するために、小学校等での動物飼養を推進すべき。	動物にふれあう機会の重要性について啓発するとともに、学校での適正飼養について指導・支援してまいります。
	学校で動物を飼養しやすい態勢整備を図るべき。(動物種ごとのマニュアル作成等)	
	学校での動物飼育は止めるべき。学校で動物を飼育することが愛護する心の育成にはつながらない。	
	学校という場での動物とのふれあいの場を設けなくても、ビデオ教材等を利用するなど情操教育上取り得る手段や方法は多々あると考える。	施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
	子供の情操教育を重要視するのであれば、ペットに限らず様々な分野で動物が利用され、その生命が大量に消費されている現状に子供達の意識を向けさせ、人間が動物を所有するという行為及び人間の介在によって引き起こされる道徳的・倫理的な問題をしっかり考えさせる方向での教育を実施すべき。	施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。

	動物愛護センターで殺処分に携わっている職員が学校等で講演を行い,教育活動に関わるべき。(類似意見 22件)	施策の実施に当たり,参考とさせていただきます。
	学校での動物愛護教育についてはすぐにも開始すべき。	関係機関との調整を図り,取り組んでまいりたいと考えております。
	教育部局との連携等について体制整備を明記すべき。	施策2において明記しております。
施策3	動物の不適切飼育による迷惑行為や,飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルの作成を記載すべき。 (類似意見 45件)	施策の実施に当たり,参考とさせていただきます。
	県としての動物飼養マナーの指針を作成して活用すべき。	施策の実施に当たり,参考とさせていただきます。
	「しつけ方教室」を頻繁に開催すべき。	開催回数の増加を検討しております。
	虐待や遺棄が発覚した場合は継続的な指導や所有権剥奪等の取締りの実施について記載すべき。 (類似意見 48件)	適正飼養を指導するとともに悪質な案件については警察部局との連携を図り対処して参りたいと考えております。
	行政発行の広報誌等による普及啓発活動の拡大を記載すべき。 (類似意見 14件)	ご意見のとおり記載いたします。
	動物の遺棄,虐待への対応を記載すべき。 (類似意見 7件)	施策3に記載いたしました。
	動物由来感染症の対策等についても普及啓発を実施すべき。	ご意見のとおり記載いたします。
施策4	一般飼養者に対し狂犬病について行政や獣医師会をはじめとした関係団体が説明することを義務づけること。	今後とも普及啓発を継続して実施してまいります。
	登録及び予防注射が実施しやすい仕組みの構築を記載すべき。(類似意見 6件)	関係機関と連携し,登録及び予防注射の推進について取り組んで参ります。
施策5	鑑札の装着にこだわるのではなく,所有者明示がなされること(迷子札等)に主眼をおいた対策を講ずることが必要。	犬への鑑札の装着は法令で義務づけられておりますが,合わせて個体識別措置の普及啓発に努めてまいります。
	鑑札,注射済票,マイクロチップに限定せず,迷子札等という表現も追加すべき。 (類似意見 2件)	ご意見のとおり記載いたします。

	収容された飼い主の判明しない犬ねこについて返還を促進する旨を記載すべき。	施策5に記載しております。
施策6	動物を繁殖させ、売買する場合は個人であっても動物取扱業の登録をさせること。また繁殖に使用する動物に関して制限を設けること。(類似意見 89件)	動物取扱業の登録については、現行でもご意見のとおり運用をしております。使用動物に係る制限はできませんが適正飼養を指導してまいりたいと考えております。
	動物取扱業の登録条件をもっと厳しくすべき。(類似意見 68件)	法に定められた条件の遵守を徹底してまいりたいと考えております。
	ショーケースでの生体販売は止めるべき。(類似意見 8件)	現行の法令で認められた販売方法であり、中止を求めることはできませんが、今後とも適正飼養の指導を徹底してまいります。
	ペットショップやインターネットでの生体販売を中止すべき。(類似意見 7件)	
	動物の販売にあたり制限を設けること。(ペットが飼える環境の客のみに販売する。)(類似意見 6件)	法に定められた遵守事項の徹底を指導してまいります。
	動物取扱業者への立入指導を強化すべき。(類似意見 9件)	施策6に記載のとおり実施してまいります。
	悪質な動物取扱業者に対しては勧告・命令を適切に実施すべき。(類似意見 4件)	ご意見のとおり、実施してまいります。
	施設を持たない動物取扱業者の実態把握と指導取締の強化を明記すべき。(類似意見 6件)	ペットシッターや出張訓練の実態把握に努めた上で、必要な指導を行ってまいります。
	特定動物の個体識別措置及び許可制度の推進を明記すべき。	施策6に記載しております。
施策7	動物の適正飼養について、業者が販売時等に不妊去勢措置やしつけ方等についてきちんと教えることが必要。	施策7に記載しており、今後施策を推進してまいります。
	責任者研修では関係法規の習得も目的として明記すべき。	ご意見のとおり記載いたします。
施策8	動物介在活動については動物福祉に配慮した活動を進めるものであることを明記すべき。	ご意見のとおり記載いたします。

施策 9	一般飼養者に対し、不妊去勢措置の普及啓発、終生飼養の啓蒙を実施するため動物愛護推進員を設置すること。	本計画においても、同様の目的で動物愛護推進員を設置することといたしており、その活動内容に反映してまいります。
	動物愛護推進員に地域での相談役になってもらうべき。	動物愛護推進員の役割の一つであると認識しております。
	動物愛護推進員に対する研修は責任者研修と同等にすべき。また実地研修も行うべき。	施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
施策 10	無責任な飼い主の後始末をするという愛護団体の行為が飼い主の責任意識形成の妨げとなっている。	動物愛護団体は新たな飼い主探しなど、動物愛護行政の中で大きな役割を担っており、今後、動物愛護団体等との連携のもと、終生飼養や適正飼養について普及啓発に努めてまいります。
	新たな飼い主探しや、安楽死は飼い主自らが行うべきであり、飼い主がすべての責任を負うことを基としたシステムを構築することが必要不可欠。	
	愛護団体の役割としては、無責任な飼い主の後始末をすることではなく、飼い始めたものが全責任を負うこと、また、飼わない選択肢もあり得ること等を啓発することではないか。	
	警察との連携も記載すべき。 (類似意見 83件)	
	動物愛護相談窓口を設置すべき。	ご意見のとおり記載いたします。
	市町村との協力を明記すべき。	保健所において、すでに設置しております。
	各施策及び推進体制において記載しております。	
施策 11	災害に備えてペットの飼養を控えるという選択もあることを啓発すべき。	施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
	不測の事態や不可抗力な事態が発生することを想定できる県民や、他力をあてにしない自己解決能力のある県民を育成するための普及啓発を実施すべき。	施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
	動物とともに避難できる一時避難場所を市町村ごとに設定すべき。 (類似意見 6件)	今後、順次市町村との協議を進めてまいります。

その他	施策12として飼い主のいないねこ対策を盛り込むべき。(類似意見 7件)	施策3に追加しました。
	飼い主のいないねこの適正管理等についてのガイドラインを作成し地域での問題解決を促すこと。(類似意見 8件)	施策の実施に当たり,参考とさせていただきます。
	飼い主のいないねこの不妊去勢措置を行政で実施すべき。(類似意見 49件)	施策の実施に当たり,参考とさせていただきます。
	飼い主のいないねこの不妊去勢措置について助成金制度を構築すべき。 (類似意見 60件)	施策の実施に当たり,参考とさせていただきます。
	公共施設などでの飼い主のいないねこ対策の取り組みを推進すべき。公園や河川敷等で発生しているねこの問題に関して,関係者が協力して飼い主のいないねこ対策を行うことができるよう支援すること。 (類似意見 46件)	施策の実施に当たり,参考とさせていただきます。
	飼い主のいないねこに対するTNR活動及び地域ねこ活動の推進を記載すべき。 (類似意見 71件)	施策3に追加しました。
	地域ねこ及び動物保護に関して明確なルールを定めること。	地域ねこ活動は地域住民主体の活動であるため行政でルールを定めることは適当ではないと考えています。
	地域ねこに固執する人々には,屋内飼養に準じた飼育を求めるべきではないか。	施策の実施に当たり,参考とさせていただきます。
	施策13として産業動物及び実験動物の適正な取扱への対応を記載すべき。 (類似意見 8件)	本計画は宮城県が,動物愛護管理に関する課題を解決するために策定するものであり,喫緊の課題として犬ねこ等の愛護動物に限ったものです。5年後の計画見直しの際に検討させていただきます。
	実験動物施設,畜産施設においても災害時に適切に対処できるよう,記載すべき。	
計画の推進体制	動物愛護団体だけに譲渡の手段を委ねず,行政もその役割を負担すべき。 (類似意見 16件)	ご意見のとおり記載いたします。

	動物の飼養者の役割中,誤った愛護という表現がわかりにくい。具体例を示すべき。	不妊去勢措置は動物の生理機能を奪うという考え方や,動物を屋外で自由にさせておくこと等がこれに当たると考えられます。
--	--	---